

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号による資金管理団体の指定取消しの届出及び、同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年5月2日

沖縄県選挙管理委員会委員長 当 山 尚 幸

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
手登根 安則	ボギーてどこん後援会	令和3年1月1日

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
与世田 兼稔	よせだかねとし後援会	令和5年4月3日